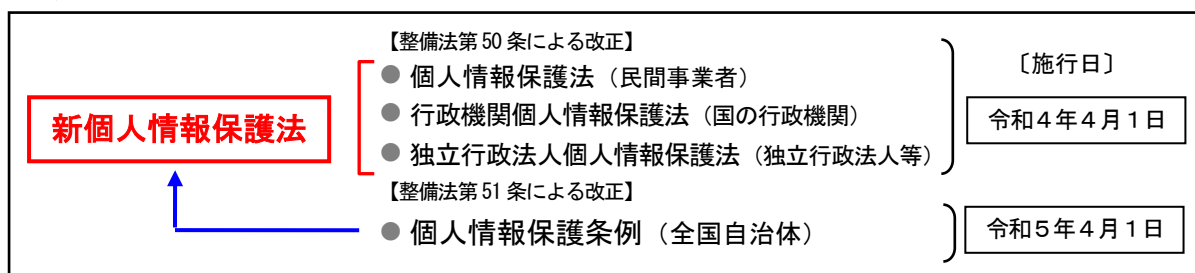


(仮称) 富津市個人情報保護法施行条例の制定に係る富津市の
方向性について

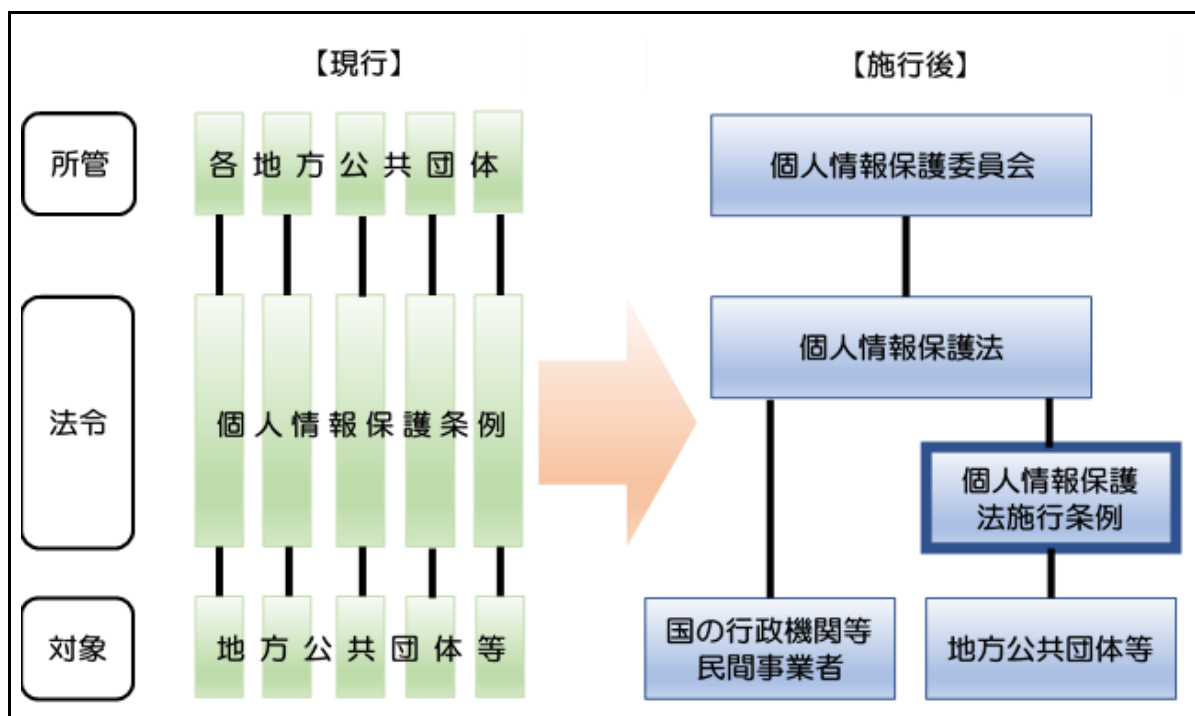
1 制定の概要

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「整備法」といいます。）第50条及び第51条により個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」といいます。）が改正され、官民の制度が個人情報保護法へ統合されます（議会を除き、個人情報保護法が直接地方公共団体に適用）。そのため、富津市個人情報保護条例（平成16年富津市条例第10号。以下「現行条例」という。）を廃止し、個人情報保護法から委任を受けた事項又は許容された事項について、富津市の運用方法を定める個人情報保護法施行条例の制定が必要になります。

<官民統合のイメージ図>



<個人情報保護法施行条例施行後のイメージ図>



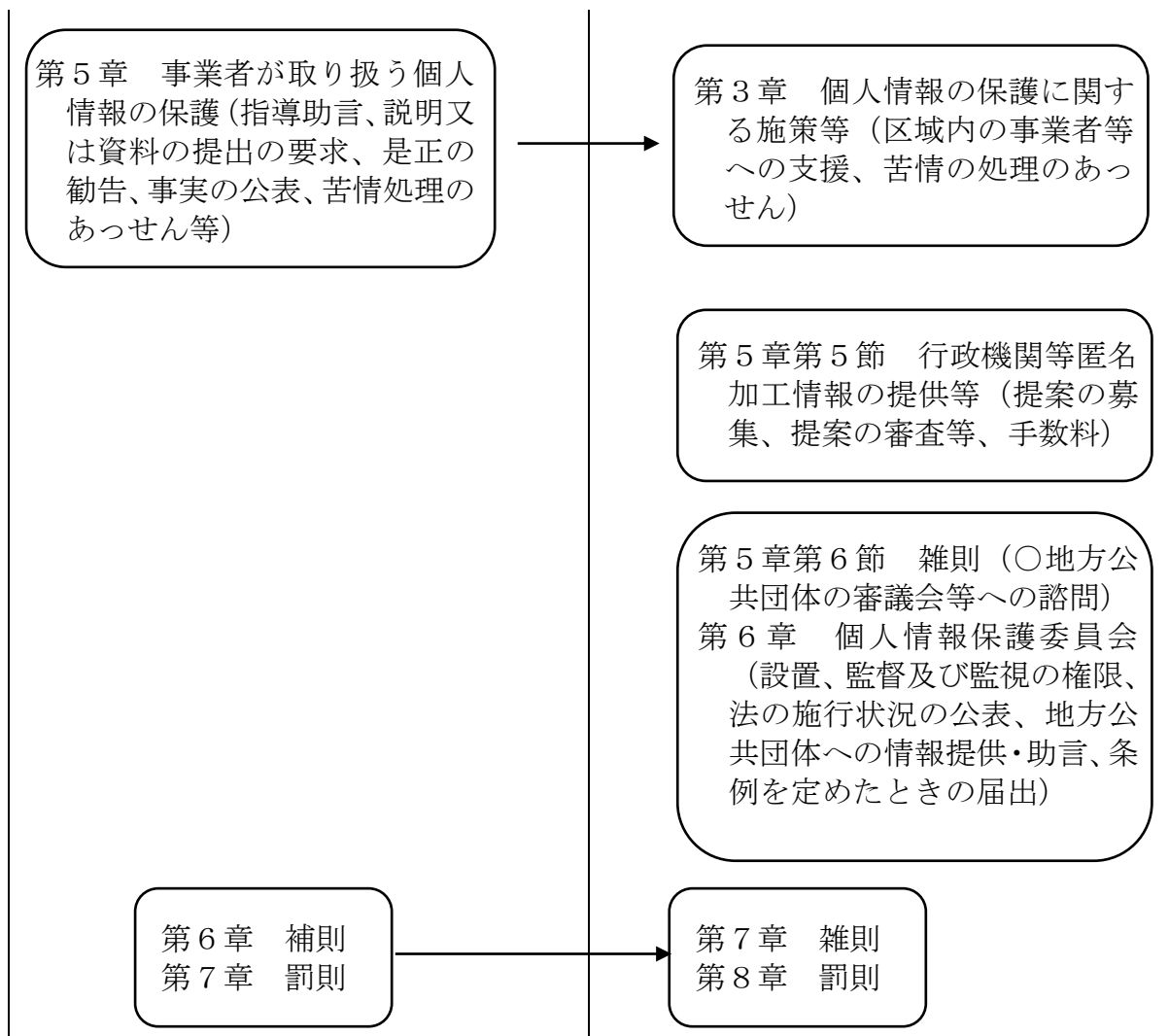
2 現行条例と個人情報保護法の比較

個人情報保護法に基づき条例で定める事項として、

◎：必ず定めるもの

○：個人情報保護法から委任を受け、又は許容され、任意で定めるもの

現行条例	個人情報保護法
<p>第1章 総則（目的、定義、実施機関等・事業者・出資法人等・市民の責務）</p>	<p>第1章 総則（目的、定義（官民共通）、基本理念） 第2章 国及び地方公共団体の責務等 第3章 個人情報の保護に関する施策等 第5章第1節 総則（定義（公的部門固有のもの、○条例要配慮個人情報））</p>
<p>第2章 個人情報の適正な取扱いの確保（収集・利用・提供の制限、電子計算機の結合の制限、適正な維持管理、委託に伴う措置、受託者・従事者の責務、個人情報取扱事務の届出）</p>	<p>第5章第2節 行政機関等における個人情報等の取扱い（保有に関する制限、適正な取得、不適正な利用の禁止、利用・提供に関する制限、安全管理措置、漏えい等の報告、外国にある第三者への提供の制限） 第5章第3節 個人情報ファイル（○個人情報取扱事務登録簿の作成・公表）</p>
<p>第3章 個人情報の開示、訂正及び利用の停止（開示請求権、保有個人情報の開示範囲、開示請求の手続、費用負担） 第4章 審査請求</p>	<p>第5章第4節 開示、訂正及び利用停止（○保有個人情報の開示範囲、○開示請求等の手続、◎手数料、○審査請求の手続）</p>



3 個人情報保護法から委任を受けた事項又は許容された事項

(1) 条例要配慮個人情報

「要配慮個人情報」とは、個人情報の中でも、その取扱いに特に配慮を要するものであって、現行条例で定めているものは、個人情報保護法で定めているものと同一です。

個人情報保護法では、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別等が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報を、地方公共団体が条例で独自に「条例要配慮個人情報」として規定することができます(個人情報保護法第60条第5項)。「条例要配慮個人情報」として規定すると、漏えい等した場合(漏えい等のおそれがある場合を含む。)に個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が求められることとなります。

条例要配慮個人情報の例として、「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告書(令和2年12月)等」で、LGBTに関する事項、生活保護の受給に関

する事項、一定の地域の出身である事実及び成年被後見人、被保佐人又は被補助人であり、又はあった事実が挙げられています。

個人情報保護委員会は、個人情報保護法の規律に加えて、要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報の取得、利用、提供等を制限する固有のルールを設けることは「許容されない」としていますので、条例要配慮個人情報を定める効果がどれほどあるのかがポイントとなります。

【富津市の考え】

条例要配慮個人情報を規定することは、次に掲げる理由により、実質的な効果は小さいと考えます。

- ① 条例要配慮個人情報の例として挙げられている「LGBTに関する事項、生活保護の受給に関する事項、一定の地域の出身である事実及び成年被後見人、被保佐人又は被補助人であり、又はあった事実」に関する個人情報は、他の個人情報と同様にそもそも公開されることがない情報であって、仮にこれらの個人情報を条例要配慮個人情報として規定した場合でも、個人情報ファイル簿に記録するにとどまり、取得・保有等の具体的な取扱いが変わることはないこと。
- ② 条例要配慮個人情報として規定される内容を含む個人情報を漏えい等した場合（漏えい等のおそれがある場合を含む。）には、本人の数に限られず本人への通知が義務付けられますが、仮に条例要配慮個人情報として規定せずとも、当市が保有する個人情報が漏えい等した場合には本人の数に限られず、個人情報保護法第68条第2項ただし書に規定する例外に該当するときを除き、本人への通知を行う運用とすること。

したがって、現時点で個人情報保護法施行条例に条例要配慮個人情報は規定せず、今後の社会状況の変化を踏まえて、必要性があれば再度検討することとしたい。

(2) 個人情報取扱事務届出簿

個人情報保護法では、個人情報ファイル（電子計算機を用いて特定の保有個人情報を検索できるように体系的に構成したもの又は紙処理ファイル（氏名、

生年月日等により特定の保有個人情報を容易に検索できるように体系的に構成したもの)) の名称、利用目的、個人情報ファイルに記録される項目、個人情報の収集方法、要配慮個人情報の有無、当該機関以外に経常的に提供する場合の提供先等を記載した帳簿(個人情報ファイル簿。別紙1を参照)を作成して、公表しなければならないとされています(1年以内に消去するもの、本人の数が1,000人未満のもの等は除く。)

現行条例・規則では、個人情報取扱事務届出簿(別紙2を参照)として、個人情報を取り扱う事務を開始するときは、あらかじめ、その事務の名称、目的、個人情報の対象者の範囲、個人情報の項目、収集先、目的外利用・提供の場合の利用の範囲・提供先等を市長に届けなければならないとしています。また、現行条例に基づき個人情報取扱事務届出簿の目録(一覧表)を作成し、公表しておりました。

個人情報取扱事務届出簿は、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別に作成し、公表することを妨げるものではないとされています(個人情報保護法第75条第5項)。

【富津市の考え】

個人情報保護法で作成義務のある個人情報ファイル簿と現行条例で作成している個人情報取扱事務届出簿の内容がほとんど同一であるため個人情報取扱事務届出簿は廃止することとしたい。個人情報取扱事務届出簿の廃止に伴い、市全体で保有する個人情報の把握ができなくなるため、個人情報保護法による個人情報ファイル簿の作成の対象とならない本人の数が1,000人未満となる個人情報ファイルについても作成することとしたい。また、現行条例と同様の運用とするため、全ての個人情報ファイル簿の目録を公表することとしたい。

(3) 情報公開条例の不開示情報との整合性

保有個人情報の開示請求(本人のみが請求できる。)があった場合の個人情報保護法に規定する不開示情報と行政文書の開示請求(何人も請求できる。)があった場合の富津市情報公開条例に規定する不開示情報の整合性が合わない場

合について、個人情報保護法施行条例で定めることにより、調整することを認めています（個人情報保護法第78条第2項）。

個人情報保護法と富津市情報公開条例の不開示情報の比較については、別紙3のとおりです。

【富津市の考え】

富津市情報公開条例で不開示情報としている第7条第1号の「法令又は条例の規定により明らかに開示できないとされている情報（法令秘情報）」は、個人情報保護法では不開示情報として明記されていない（個人情報保護委員会は、あえて規定しなくても当然に不開示と認識していることが想定される。）。富津市情報公開条例で規定する不開示情報の範囲と同様であることを明確にするため、個人情報保護法施行条例に「法令秘情報」を不開示とすることを規定することとしたい。

富津市情報公開条例第7条第2号ただし書ウで開示することとなる公務員の氏名（ただし、公にすることにより、当該個人の権利利益が不当に害されるおそれがあると認められる場合を除く。）については、個人情報保護法ではその取扱いが明確に規定されていない。富津市情報公開条例で規定する不開示情報の範囲と同様であることを明確にするため、個人情報保護法施行条例に不開示情報（個人に関する情報）の例外として規定することとしたい。

（4） 開示請求に係る手数料

保有個人情報の開示請求をする者は、個人情報保護法施行条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないとしています（個人情報保護法第89条第2項）。

現行条例では、手数料は無料とし、写しの作成及び送付に要する費用は開示請求者が負担しています。

個人情報保護委員会は、手数料を徴収しないことも「許容」しています。

【富津市の考え】

現行条例と同様に手数料は徴収せず、写しの作成及び送付に要する費用を徴収する旨を個人情報保護法施行条例に規定することとしたい。

(5) 開示請求等の手続及び審査請求の手続の追加

開示請求・訂正請求・利用停止請求（以下「開示請求等」という。）の手続及び審査請求の手続に関し、個人情報保護法で定めるこれらの規定に反しない限り、個人情報保護法施行条例で必要な規定を定めることを妨げるものではないとされており（個人情報保護法第108条）、次に掲げる事項を個人情報保護法施行条例に規定することができます。

ア 開示請求等の請求書記載事項

【富津市の考え】
個人情報保護法施行条例に、開示請求等の請求書記載事項（開示請求の年月日、開示請求者の連絡先等）を規則に委任する規定を追加することとした。

イ 開示請求等の処理期限

現行条例及び施行条例の開示請求等の処理期限は次のとおり。

		請求書の提出を受けてから決定等までの期限	事務処理上の困難等の場合の延長可能な日数
個人情報保護法		30日以内	30日以内
現行条例	開示決定等	15日以内(i)	45日以内(ii)
	訂正決定等及び利用停止決定等	30日以内	30日以内

【富津市の考え】		
現行条例で規定する処理期限と個人情報保護法で規定する処理期限と比較し、現行条例の方が短い処理期限のもの（i）は現行条例で規定する処理期限に短縮し、現行条例の方が長い処理期限のもの（ii）は個人情報保護法で規定する処理期限としたい。		
＜個人情報保護法施行条例施行後の処理期限＞		
	現行条例	施行後
開示決定までの期限	15日以内	15日以内
期限を延長する場合	45日以内	30日以内
合 計	60日以内	45日以内

(6) 審査会への諮問

専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができることとされています（個人情報保護法第129条）。これまでは、個別の個人情報の取扱い（取得、利用、提供、オンライン結合の可否等）の判断について当審査会へ諮問し、答申を得たうえで取扱いを開始するといった運用でしたが、個人情報保護法の施行後は、個人情報保護委員会が定めるガイドライン等により適正な運用を図ることになり、このような個別事案に関する諮問はできなくなります。

個人情報保護委員会は、審査会が「定型的な事例についての事前の運用ルールの検討を含め、審議会等が個人情報保護制度の運用やその在り方について調査審議を行う」といった役割を担う旨の説明をしています。

【富津市の考え】

個人情報保護法施行条例に、審査会が担う役割として、次の事項を諮問の対象とする規定を追加することとしたい。

- (1) 個人情報保護法施行条例を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置の基準又は個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置の基準を定めようとする場合
- (3) 市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
- (4) その他個人情報保護法第3章第3節（個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置、市内の事業者等への個人情報保護に関する支援及び事業者と本人との間に生じた苦情の処理のあっせん）の施策を講ずる場合であって、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき。

4 行政機関等匿名加工情報の提供制度

個人情報保護法は、行政機関等の保有個人情報を特定の個人を識別することができないよう加工し、かつ、当該個人情報を復元できないよう加工して作成する「行政機関等匿名加工情報」を事業の用に供しようとする者に提供するための仕組みとして、提案募集手続が定められていますが、都道府県及び政令指定都市以外の地方公共団体の機関については、当分の間、任意実施とされています（個人情報保護法附則第7条）。

行政機関等匿名加工情報の提供の例として、タクシー事業者からの提案で、タクシー事業者が要介護認定者向けのタクシー配車サービスを提供するに当たり、市が保有する要介護認定者に係る台帳を加工し、提供することで、要介護認定者の居住地区を把握し、サービス提供エリアの決定に資すること等が挙げられます。

【富津市の考え】

行政機関等匿名加工情報は、保有個人情報を特定の個人を識別することができないよう加工し、かつ、当該個人情報を復元できないよう加工したもののとはいえ、市民の個人情報をもとに作成した情報であるとする、行政機関等匿名加工情報の提供に当たり、市民の不安感はある程度存在するものと思われる。したがって、経過措置の間は、当該制度が導入される都道府県及び政令指定都市の事例を研究するとともに、当該制度の導入を慎重に検討する必要があることから、個人情報保護法施行条例の制定に併せた導入は見送ることとしたい。

5 今後のスケジュール（予定）

- (1) 令和4年10月1日 パブリックコメントの実施
- (2) 令和4年10月下旬 当審査会へパブリックコメント実施結果の報告及び富津市個人情報保護法施行条例案等の説明
- (3) 令和4年11月24日 富津市議会へ富津市個人情報保護法施行条例案等の上程
- (4) 令和5年4月1日 富津市個人情報保護法施行条例の施行